（再発性の失神、不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器を植え込んでいる者）関係）

 　　　　**診　　断　　書　　　　 (熊本県公安委員会提出用)**

|  |
| --- |
| １ 住所　　氏名 男・女 生年月日 Ｍ・Ｔ・Ｓ・Ｈ 年 月 日生（　　　歳） |
| ２ 医学的判断 ○　病名  ○　総合所見（現病歴、現在症、重症度、治療経過、治療状況など） |
| ３　現時点での病状（改善の見込み等）についての意見 **(1)　除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防(植え込み前に心室頻拍・心室細動やそ****れによる意識消失の既往のない予防的植込み）目的の場合**　　ア　植え込み後７日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作　　　の観点から、運転を控えるべきとはいえない。　　イ 植え込み後７日を経過していないが、　　 日以内にアと診断できることが見込まれる。**(2)　除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合**　　ア　植え込み後６か月を経過しており、過去３か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のお　　　それの観点から、運転を控えるべきとはいえない。　　イ　意識を失ったのは不整脈以外が原因（　　　　　　　）であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。 ウ 植え込み後６か月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去３か月以内に除細動　　　器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。エ　意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、６か月以内（　　か月以内）にアと診断できることが見込まれる。　　オ　意識を失ったのは不整脈以外が原因（　　　　　　 ）であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、６か月以内（　　か月以内）にイと診断できることが見込まれる。カ　意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、６か月以内　　　　　　（　　か月以内）にウと診断できることが見込まれる。　　キ　上記アからカのいずれにも該当しない。**(3)　除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合**　　ア　植え込み後６か月を経過しており、過去３か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のお　　　それの観点から、運転を控えるべきとはいえない。　　イ　除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため不整脈　　　発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。　　ウ　植え込み後６か月を経過していないが、　　 か月以内にアと診断できることが見込まれる。　　エ　不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、６か月以内（　　か月間）にアと診断できることが見　　　込まれる。　　オ　除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、６か月以内（　　か月）に　　　イと診断できることが見込まれる。　　カ　上記アからオのいずれにも該当しない。　**(4)　電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行った場合**　　ア　電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、７日　　　以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。　　イ　電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、７日　　　以内（　　日以内）にアと診断できることが見込まれる。 |
| ４ その他特記すべき事項 |

**専門医・主治医として以上のとおり診断します。 　　　 　　　　令和　　年 月 日**

 **病院又は診療所の名称・所在地（電話番号）**

 **担当診療科名**

 **担当医師氏名**